

平成 25 年度以降の副作用拠出金率について

1. 5 年ごとの拠出金率の見直し

- 副作用救済給付の拠出金率は平成 19 年度の再計算の結果に基づき、平成 20 年度以降 0.35 / 1000 としている。
- この副作用拠出金率は、将来にわたって機構の副作用救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに再計算されるべきものとされている（法第 19 条第 6 項）。

2. 副作用拠出金率の再計算の考え方

- 前回再計算以降の状況の変化を踏まえた前提条件を設定する。具体的には、請求件数の推移、給付種別別の支給決定件数の推移、拠出金算定基礎取引額の推移などを前提条件として設定する。
また、利益剰余金（積立金のうち責任準備金を上回る部分）を給付財源として活用する。
- 救済給付金、責任準備金、付加拠出金やその他の収入・支出の将来推計を行うことにより財政見通しを作成して、責任準備金の積み立てが確保され、将来にわたって副作用救済給付業務に係る財政の均衡が保たれる拠出金率を再計算する。

3. 副作用拠出金率の変更について

- 再計算の結果、平成 25 年度からの拠出金率を 0.27 / 1000 とする。

4. 参考

- 本件は、平成 24 年 12 月 12 日開催の救済業務委員会での審議を経た後に所要の手続きを進め、平成 25 年 2 月 7 日付けで厚生労働大臣に認可申請を行ったところである。